

PFI／PPPの 今後の展開について

安倍政権における PFI／PPPの取り組み

安倍政権下でPFI／PPP（以下「PPP」と総称する）の積極的な活用が打ち出されている。六月六日に閣議決定された「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」や、六月十四日に閣議決定された日本再興戦略等では、今後一〇年間（平成二十五～三十四年）で一二兆円規模に及ぶPPP事業を実施することが目標とされている。具体的には、平成二十三年のPFI法改正で導入された公共施設等運営権（以下「運営権」という）を活用した

PPP事業のほか、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP事業、公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業等を推進することが示されている。

このうち運営権については六月六日に内閣府PFI推進室からガイドラインが示されるなど、導入に向けた環境整備も進められている。アクションプランでは、運営権導入が想定される分野は空港、上下水道、道路をはじめとする公共施設とされており、空港については関西国際空港・伊丹空港のほか、仙台、高松、広島といった国管理空港や、静岡といった地方管理空港でも検討が行われている。このうち仙台空港につ

いては成長戦略の中短期工程表によると平成二十六年に運営権者を選定することになっている。また、道路については愛知県道路公社が運営する有料道路で特区制度を活用して導入することが検討されている。

このように、PPPの対象はハコモノ事業からインフラへ、事業類型はサービス購入型から独立採算型・混合型へ、業務内容は運営も加えるといった流れができてきた。以下、PPPの今後の展開について私見をいくつか述べたい。

PPP導入の拡大

わが国におけるインフラを含む公共施設の老

朽化の進行、国や地方自治体（以下「公共団体等」という）の職員の高齢化及び減少、財政状況の低迷、公共サービスに求められる水準の変化（上昇）等を考慮すると、従来と同じような事業手法では対応しきれなくなる公共団体等が増えることが想定される。それへの対応としてはPPPを導入することが有効である場合が多く、その流れは今後も止まらないと考える。また、PPPを導入しようとする公共団体等のニーズや置かれている環境は様々であり、運営権、割賦払型、公有地活用型、包括的委託型等、事業手法も多様化していくことが想定される。

中小規模自治体での インフラPPPの拡大

中小規模自治体は技術系職員の減少の影響を受けやすく、従来のような体制では維持管理や設備更新等が難しくなりつつある。そのような自治体では維持管理業務の包括的委託等を進めていることが多いが、運営権導入も選択肢として検討しようとする動きも見られる。運営権については大規模自治体の事業が注目されがちであるが、職員確保に悩む中小規模自治体から始まる可能性もあると考える。その際には、大規模自治体に比べて低い事業性を考慮して官民の

業務分担を検討し、必要に応じて一部業務にはサービス購入型を導入するような「混合型」というべき運営権が活用される可能性もある。また、複数自治体に跨る広域化の手法としてPPPが活用されることも想定される。

民間発案の積極的な活用

公共団体等において具体的なPPP事業を検討されている方々は、必ずしも民間事業者がノウハウを持つ分野や参入意欲を持つ事業範囲を十分に把握しているとは言えない。また、一般的に公共団体等においては事業所管部署ごと縦割り意識があり、事業所管部署間を跨るような複合的な事業を組成することは得意ではない。これらに対する対応策としては、平成二十三年のPFI法改正で明記された民間発案の活用が有効である。公共団体等において民間発案を真摯に受け止める体制を整備し、提案が採用された民間事業者に対するインセンティブ付与を行えば、官民双方にとって有益な提案が採用されるようになることが想定される。

PPPにおける建設会社の役割

従来のハコモノPPP事業では、建設会社が応募グループの代表企業となって事業への応募

や選定後の業務を主導することが多い。今後のPPP事業では運営業務が重視されることが増え、運営会社の役割が相対的に高まると想定される。また、六月に改定された契約に関するガイドラインでは、SPC株式譲渡の制約を緩和してSPC株式保有者とSPCからの各種業務の受注者を分離する案も示されている。こういった案が契約に反映されるようになると、一定の運営実績が明確になったPPP事業についてはインフラファンド等が株式を取得するようになることも想定される。その場合には、これまでのように建設会社がSPC株式を保有し続けるということが少なくなり、施設供用開始後一定期間経過後には建設会社の事業への関与が弱くなる例も出てくると想定される。

一方で、PPP事業では多様な民間事業者をとりまとめ、各者のもつノウハウやアイデアを事業に反映していくことが必要である。建設会社はこれを可能とするノウハウや人材を有しており、PPPマネジメント企業となる底力を持っていると考えられる。今後のPPP事業における建設会社の立場は複数想定されるが、PPPマネジメント企業となって、わが国における今後のPPPに大きな貢献をされることを期待したい。

みずほ総合研究所株式会社
社会・公共アドバイザー部
PPP事業推進室
上席主任研究員
公田 明
Akira Kouza

